

斯くの如き努力も空しく、遂に労働組合法は資本家團體の謀殺の陰謀下に倒れてしまつたのである。今や、労働組合法制定の必要は、増々痛感せしめられつゝあるに拘はらず、これが實現の可能性は反つて遠ざかりつゝあるのである。

この労働組合法制定反対運動を機縁として、資本家團體は全國産業團體聯合會を組織し、將來、労働階級に對する共同戦線を張ることにたり、少くとも政府に加へる威嚇力は愈々増大した。彼等は、將來益々あらゆる労働立法に反対し、あらゆる進歩政策に反対するであらう。

又彼等は労働組合を破壊し、毒殺し、腐敗せしむるために、現にありとあらゆる巧妙なる手段を弄しつゝあるのであるが、將來益々この傾向を加へるであらう。

然し乍ら、労働組合法は、労働者の團結権を法認し、その生存権の主張を合法化せしむる意味に於て必要であるばかりでなく、國民經濟の統制と秩序の點からも、益々その必要が認めらるゝところであつて、これに反対する資本家の行動は労働階級の生存権の主張を拒否するものであると同時に、健全なる國民經濟の樹立を妨ぐるものである。

我々は、労働組合法が、ブルジョア政府の下に於て、制定さるゝ希望のあるなしに拘はらず、この獲得運動展開の過程に於て、資本家階級の非社會性と非國家性を曝露糾弾して、これと徹底的闘争を敢行しなければならぬのである。谷川の水も徒らにせよ止めれば、やがて遂には氾濫に至る。労働階級の合法運動に對する、資本家團體の妨害は、やがて、滔々たる民衆の大氾濫に至るべきであり、又至らしめねばならぬ。

(五) 日本労働俱樂部成立に關する報告

我總同盟の戦線統一方針

労働組合戦線の整理統一の必要は、言をまたぬところであるが、たゞ漫然、根本方針の異つたる組合間の形式的合同は反つて労働組合の健全なる發達を阻害し、其闘争力を減殺するものであることは、過去の經驗のよく示すところである。依つて我總同盟は、同一方針の組合間の戦線統一を完成し、以つて不健全なる左翼及中間派組合を克服することを、終始

一貫せる大方針として居るのである。

されば、既に昭和三年には、我友盟組合たる日本海員組合、海業労働聯盟、海員協會、官業労働總同盟と共に、労働立法促進委員會を組織し、漸次之を日本労働組合會議迄發展せしむる爲に努力した。

斯くて昭和五年二月には、日本造船労働聯盟も加入し來り、實、量共に、日本労働組合運動の主流を形成するに至り、昭和六年八月起に廿四の委員會を開催し、労働組合法其他労働立法問題、鐘紡等の労働争議對策、國際労働運動對策等々に互つて、着々協力の實を擧げ來つた。而して、昭和五年頃より日本労働組合會議に改組すべき氣運も熱し、昭和五年十二月第十三回委員會に於ては、適當なる機會に之が結成を行ふことを申合せらるに至つた。

日本海員組合、中間派を参加せしむべきことを主張す

然るに、日本海員組合は、かねてより、組合會議には中間派組合たる、日本労働組合總聯合(以下總聯合と略稱す)全國労働組合同盟(以下全國同盟と略稱す)其他を参加せしむべしとの意見を有し、これを立法促進委員會に提議した。依つて我總同盟代表委員は、中間派中、總聯合の参加に就ては、これに強いて反対せざるも、全國労働組合同盟は、その根本方針が、我總同盟及立法委員會参加組合の方針と一致せざるものと認めらるゝに依り、これを参加せしむることに強硬に反対し、日本海員組合、海員協會を除く他の組合は、我總同盟の意見に賛意を表した。我總同盟の、全國同盟参加反対の主たる理由は左の如くであつた。

- (イ) 全國労働は反共産主義の態度を明確にせず、反つてこれに共鳴するが如き方針を採りつゝあること。
- (ロ) 即ち全國労働は國際労働會議承認を決議して居り
- (ハ) 労働争議の政治闘争化、その激發主義を採用して居るのである。
- 斯くて、労働立法促進委員會に於ては、しばしばこの問題に就ての討議を行つたのであるが、海員組合は「組合會議」でなく「俱樂部」程度のルーズな聯絡機關の設置を提唱するに至つた。五月廿五日第十九回委員會は、日本海員組合及海員協會代表を除く滿場一致を以つて左の決議を行つたのである。
- (イ) 日本海員組合が、俱樂部を組織せらるゝ事は支障なきも、規約なき懇談會程度のものなること。並に其場合に於て